

## 第8 今後の課題

民事司法改革は途半ばであるが、今まで以上のスピード感をもって取り組むべきである。特に、司法アクセスのうち、基盤整備の観点からは、全非常駐支部の常駐化、開廷日の拡大、合議事件取扱い支部の拡大、家裁支部の新設等がなお重要である。証拠の収集の観点からは、文書提出義務の範囲（秘密保持命令を含む）、当事者照会、弁護士法23条の2照会の見直しが引き続き重要である（日弁連の2012〔平成24〕年2月16日付「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」参照）。また、子どもの手続代理人につき、報酬の公費負担（日弁連の2012〔平成24〕年9月13日付意見書参照）についてさらに活動を進めるべきである。